

児童福祉法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第一条関係）	1
○ 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（抄）（附則第七条関係）	37
○ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）（附則第八条関係）	38
○ 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）（抄）（附則第九条関係）	40
○ 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（抄）（附則第十条関係）	42
○ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）（抄）（附則第十一条関係）	44
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第十二条関係）	50
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）（抄）（附則第十三条関係）	57

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

目次

第一章 (略)
第二章 (略)

第一節 療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等

第一款 療育の指導（第十九条）

第二款 小児慢性特定疾病医療費の支給

第一目 小児慢性特定疾病医療費の支給（第十九条の二—第十
九条の八）

第二目 指定小児慢性特定疾病医療機関（第十九条の九—第十
九条の二十一）

第三目 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（第十九条の二
十二）

第三款 療育の給付（第二十条—第二十一条の三）

第四款 雜則（第二十一条の四・第二十一条の五）

第二節～第八節 (略)

第三章～第八章 (略)

附則

現 行

目次

第一章 (略)
第二章 (略)

第一節 療育の指導等（第十九条—第二十一条の五）

第一款 療育の指導（第十九条）

第二款 小児慢性特定疾病医療費の支給

第一目 小児慢性特定疾病医療費の支給（第十九条の二—第十
九条の八）

第二目 指定小児慢性特定疾病医療機関（第十九条の九—第十
九条の二十一）

第三目 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（第十九条の二
十二）

第三款 療育の給付（第二十条—第二十一条の三）

第四款 雜則（第二十一条の四・第二十一条の五）

第二節～第八節 (略)

第三章～第八章 (略)

附則

第六条 この法律で、保護者とは、第十九条の三、第五十七条の三第二項、第五十七条の三の三第二項及び第五十七条の四第二項を除き、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をい

第六条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

う。

第六条の二 この法律で、小児慢性特定疾病とは、児童又は児童以外の

満二十歳に満たない者（以下「児童等」という。）が当該疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであつて、療養のために多額の費用をするものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病をいう。

② この法律で、小児慢性特定疾病医療支援とは、都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定小児慢性特定疾病医療機関」という。）に

通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかつてゐる児童等（政令で定めるものに限る。以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）であつて、当該疾病の状態が当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める程度であるものに対し行われる医療（当該小児慢性特定疾病に係るものに限る。）をいう。

第六条の二の二 （略）

（略）

③ この法律で、医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能

の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定発達支援医療機関」という。）に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。

④～⑧ （略）

（新設）

第六条の二 （略）

（略）

②

この法律で、医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定医療機関」という。）に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。

④～⑧ （略）

第七条（略）

② この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」という。）に対し行われる治療をいう。

第七条（略）

② この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」という。）に対し行われる治療をいう。

第一節 療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等

第一款 療育の指導

第一目 小児慢性特定疾病医療費の支給

第十九条の二 都道府県は、次条第三項に規定する医療費支給認定（以下この条において「医療費支給認定」という。）に係る小児慢性特定

疾病児童等が、次条第六項に規定する医療費支給認定の有効期間内において、指定小児慢性特定疾病医療機関（同条第五項の規定により定められたものに限る。）から当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援（以下「指定小児慢性特定疾病医療支援」という。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該小児慢性特定疾病児童等に係る同条第七項に規定する医療費支給認定保護者（次項において「医療費支給認定保護者」という。）に対し、当該指定小

（新設）

児慢性特定疾病医療支援に要した費用について、小児慢性特定疾病医療費を支給する。

(2) 小児慢性特定疾病医療費の額は、一月につき、次に掲げる額の合算額とする。

- 一 同一の月に受けた指定小児慢性特定疾病医療支援（食事療養）（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。第二十一条の五の二十八第二項及び第二十四条の二十第二項において同じ。）を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該医療費支給認定保護者の家計の負担能力、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の治療の状況又は身体の状態、当該医療費支給認定保護者と同一の世帯に属する他の医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第二号）第七条第一項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第五条第一項に規定する指定難病をいう。）の患者の数その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の百分の二十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額
- 二 当該指定小児慢性特定疾病医療支援（食事療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額、医療費支給認定保護者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額

(3) 前項に規定する療養に要する費用の額の算定方法の例によることができないとき、及びこれによることを適當としないときの小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額の算定方法は、厚生労働大臣の定め

るところによる。

第十九条の三 小児慢性特定疾病児童等の保護者（小児慢性特定疾病児

童等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該小児慢性特定疾病児童等を現に監護する者をいう。以下この条、第五十七条の三第二項、第五十七条の三の三第二項及び第五十七条の四第二項において同じ。）は、前条第一項の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとするときは、都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）の診断書（小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかるており、かつ、当該小児慢性特定疾病的状態が第六条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証する書面として厚生労働省令で定めるものをいう。）を添えて、都道府県に申請しなければならない。

② 指定医の指定の手続その他指定医に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

③ 都道府県は、第一項の申請に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかるており、かつ、当該小児慢性特定疾病的状態が第六条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める程度であると認められる場合には、小児慢性特定疾病医療費を支給する旨の認定（以下「医療費支給認定」という。）を行うものとする。

④ 都道府県は、第一項の申請があつた場合において、医療費支給認定をしないこととするとき（申請の形式上の要件に適合しない場合として厚生労働省令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、次条第一項に規定する小児慢性特定疾病審査会に当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者について医療費支給認定をしないことに関し審査を求めなければならない。

（新設）

- ⑤ 都道府県は、医療費支給認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、指定小児慢性特定疾病医療機関の中から、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受けるものを定めるものとする。
- ⑥ 医療費支給認定は、厚生労働省令で定める期間（次項及び第十九条の六第一項第二号において「医療費支給認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。
- ⑦ 都道府県は、医療費支給認定をしたときは、当該医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等の保護者（以下「医療費支給認定保護者」という。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医療費支給認定の有効期間を記載した医療受給者証（以下「医療受給者証」という。）を交付しなければならない。
- ⑧ 医療費支給認定は、その申請のあつた日に遡つてその効力を生ずる。
- ⑨ 指定小児慢性特定疾病医療支援を受けようとする医療費支給認定保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五項の規定により定められた指定小児慢性特定疾病医療機関に医療受給者証を提示して指定小児慢性特定疾病医療支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、医療受給者証を提示することを要しない。
- ⑩ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が第五項の規定により定められた指定小児慢性特定疾病医療機関から指定小児慢性特定疾病医療支援を受けたとき（当該小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定保護者が当該指定小児慢性特定疾病医療機関に医療受給者証を提示したときに限る。）は、都道府県は、当該医療費支給認定保護者が当該指定小児慢性特定疾病医療機関に支払うべき当該指定小児慢

	<p>性特定疾病医療支援に要した費用について、小児慢性特定疾病医療費として当該医療費支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該医療費支給認定保護者に代わり、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に支払うことができる。</p> <p>(1) 前項の規定による支払があつたときは、当該医療費支給認定保護者に対し、小児慢性特定疾病医療費の支給があつたものとみなす。</p>
	<p>第十九条の四 前条第四項の規定による審査を行わせるため、都道府県に、小児慢性特定疾病審査会を置く。</p> <p>(2) 小児慢性特定疾病審査会の委員は、小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者のうちから、都道府県知事が任命する。</p> <p>(3) 委員の任期は、二年とする。</p> <p>(4) この法律に定めるもののほか、小児慢性特定疾病審査会に必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>
	<p>第十九条の五 医療費支給認定保護者は、現に受けている医療費支給認定に係る第十九条の三第五項の規定により定められた指定小児慢性特定疾病医療機関その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、都道府県に対し、当該医療費支給認定の変更の申請をすることができる。</p> <p>(2) 都道府県は、前項の申請又は職権により、医療費支給認定保護者に対し、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療費支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、都道府県は、当該医療費支給認定保護者に対し医療受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>都道府県は、前項の医療費支給認定の変更の認定を行つたときは、</p>

(新設)

(新設)

医療受給者証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

第十九条の六 医療費支給認定を行つた都道府県は、次に掲げる場合には、当該医療費支給認定を取り消すことができる。

一 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、その疾病の状態、治療の状況等からみて指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 医療費支給認定保護者が、医療費支給認定の有効期間内に、当該都道府県以外の都道府県の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

三 その他政令で定めるとき。

② 前項の規定により医療費支給認定の取消しを行つた都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る医療費支給認定保護者に対し、医療受給者証の返還を求めるものとする。

第十九条の七 小児慢性特定疾病医療費の支給は、当該小児慢性特定疾

病の状態につき、健康保険法の規定による家族療養費その他の法令に基づく給付であつて政令で定めるもののうち小児慢性特定疾病医療費の支給に相当するものを受けができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付であつて国又は地方公共団体の負担において小児慢性特定疾病医療費の支給に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

第十九条の八 この目に定めるもののほか、小児慢性特定疾病医療費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(新設)

(新設)

第二目 指定小児慢性特定疾病医療機関

第十九条の九 第六条の二第二項の指定（以下「指定小児慢性特定疾病医療機関の指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより

、病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるもの）を含む。以下同じ。）又は薬局の開設者の申請があつたものについて行う。

② 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第十九条の十八の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの处分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（

（新設）

以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの处分の理由となつた事実その他の当該事実に關して当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 申請者が、第十九条の十八の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの处分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日（第七号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、第十九条の十六第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第十九条の十八の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの处分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十九条の十五の規定による指定小

児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 第五号に規定する期間内に第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前六十日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、前項の申請前五年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 申請者が、法人でない者で、その管理者が第一号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
③ 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしないことができる。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。

二 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、小児慢性特定疾病医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第十九条の十三の規定による指導又は第十九条の十七第一項の規定による勧告を受けたものであると

き。

三 申請者が、第十九条の十七第三項の規定による命令に従わないものであるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定小児慢性特定疾病医療機関として著しく不適当と認めるものであるとき。

第十九条の十 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
② 健康保険法第六十八条第二項の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条の十一 指定小児慢性特定疾病医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援を行わなければならない。

第十九条の十二 指定小児慢性特定疾病医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例による。
② 前項に規定する診療方針によることができないとき、及びこれによることを適當としないときの診療方針は、厚生労働大臣が定めるところによる。

第十九条の十三 指定小児慢性特定疾病医療機関は、小児慢性特定疾病医療支援の実施に関し、都道府県知事の指導を受けなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

第十九条の十四 指定小児慢性特定疾病医療機関は、当該指定に係る医療機関の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更がされたときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十九条の十五 指定小児慢性特定疾病医療機関は、一月以上の予告期間を設けて、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を辞退することができる。

第十九条の十六 都道府県知事は、小児慢性特定疾病医療支援の実施に関する必要があると認めるときは、指定小児慢性特定疾病医療機関若しくは指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定小児慢性特定疾病医療機関について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

④ 指定小児慢性特定疾病医療機関が、正当な理由がないのに、第一項

（新設）

（新設）

の規定により報告若しくは提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、都道府県知事は、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に対する小児慢性特定疾病医療費の支払を一時差し止めることができる。

第十九条の十七 都道府県知事は、指定小児慢性特定疾病医療機関が、

第十九条の十一又は第十九条の十二の規定に従つて小児慢性特定疾病医療支援を行つていないと認めるときは、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者に対し、期限を定めて、第十九条の十一又は第十九条の十二の規定を遵守すべきことを勧告することができる。

② 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その

勧告を受けた指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

③ 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

④ 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第十九条の十八 都道府県知事は、次の各号のいづれかに該当する場合においては、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に係る指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力を停止するこ

(新設)

(新設)

とができる。

- 一 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の九第二項第一号から第三号まで、第九号又は第十号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の九第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の十一又は第十九条の十二の規定に違反したとき。
- 四 小児慢性特定疾病医療費の請求に関し不正があつたとき。
- 五 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の十六第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者又は従業者が、第十九条の十六第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 指定小児慢性特定疾病医療機関が、不正の手段により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、指定小児慢性特定疾病医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、指定小児慢性特定疾病医療機関が、

小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定小児慢性特定疾病医療機関が法人である場合において、その役員等のうちに指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に小児慢性特定疾病医療支援に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。

十一 指定小児慢性特定疾病医療機関が法人でない場合において、その管理者が指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に小児慢性特定疾病医療支援に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるに至つたとき。

第十九条の十九 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたとき。
- 二 第十九条の十四の規定による届出（同条の厚生労働省令で定める事項の変更に係るものを除く。）があつたとき。
- 三 第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があつたとき。
- 四 前条の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消したとき。

第十九条の二十 都道府県知事は、指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び小児慢性特定疾病医療費の請求を隨時審査し、かつ、指定小児慢性特定疾病医療機関が第十九条の三第十項の規定によつて請求

(新設)

することができる小児慢性特定疾病医療費の額を決定することができる。

(2) 指定小児慢性特定疾病医療機関は、都道府県知事が行う前項の決定に従わなければならない。

(3) 都道府県知事は、第一項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関が請求することができる小児慢性特定疾病医療費の額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

(4) 都道府県は、指定小児慢性特定疾病医療機関に対する小児慢性特定疾病医療費の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

(5) 第一項の規定による小児慢性特定疾病医療費の額の決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第十九条の二十一 この目に定めるもののほか、指定小児慢性特定疾病医療機関に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三目 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

第十九条の二十二 都道府県は、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、小児慢性特定疾病児童等に対する医療及び小児慢性特定疾病児童等の福祉に関する各般の問題につき、小児慢性特定疾病児童等、

(新設)

(新設)

その家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業を行うものとする。

② 都道府県は、前項に掲げる事業のほか、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

一 小児慢性特定疾病児童等について、医療機関その他の場所において、一時的に預かりり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話その他必要な支援を行う事業

二 小児慢性特定疾病児童等が相互の交流を行う機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

三 小児慢性特定疾病児童等に対し、雇用情報の提供その他小児慢性特定疾病児童等の就職に関し必要な支援を行う事業

四 小児慢性特定疾病児童等を現に介護する者の支援のため必要な事業

五 その他小児慢性特定疾病児童等の自立の支援のため必要な事業

③ 都道府県は、前項各号に掲げる事業を行うに当たつては、関係機関並びに小児慢性特定疾病児童等及びその家族その他の関係者の意見を聴くものとする。

④ 前三項に規定するもののほか、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三款 療育の給付

第二十条 都道府県は、結核にかかつてゐる児童に対し、療養に併せて学習の援助を行うため、これを病院に入院させて療育の給付を行うことができる。

第二十条 都道府県は、骨関節結核その他の結核にかかつてゐる児童に対し、療養に併せて学習の援助を行うため、これを病院に入院させて療育の給付を行うことができる。

(2)～(8) (略)

第二十一条の二 第十九条の十二及び第十九条の二十の規定は、指定療育機関について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは政令で定める。

(削る)

(2)～(8) (略)

第二十一条の二 指定療育機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

(2) 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣が定めるところによる。

第二十一条の三 都道府県知事は、指定療育機関の診療内容及び診療報酬の請求を隨時審査し、かつ、指定療育機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

(2) 指定療育機関は、都道府県知事が行う前項の決定に従わなければならぬ。

(3) 都道府県知事は、第一項の規定により指定療育機関が請求することができる診療報酬の額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

(4) 都道府県は、指定療育機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

(5) 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第四款 雜則

（新設）

- 第二十一条の四** 国は、小児慢性特定疾病の治療方法その他小児慢性特定疾病その他の疾病にかつてることにより長期にわたり療養を必要とする児童等（第三項及び次条において「疾病児童等」という。）の健全な育成に資する調査及び研究を推進するものとする。
- ② 国は、前項に規定する調査及び研究の推進に当たつては、難病（難病の患者に対する医療等に関する法律第一条に規定する難病をいう。以下この項において同じ。）の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るための基盤となる難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究との適切な連携を図るよう留意するものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、第一項に規定する調査及び研究の成果を適切な方法により小児慢性特定疾病の治療方法その他疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究を行う者、医師、疾病児童等及びその家族その他関係者に対して積極的に提供するものとする。
- ④ 厚生労働大臣は、前項の規定により第一項に規定する調査及び研究の成果を提供するに当たつては、個人情報の保護に留意しなければならない。

第二十一条の五 厚生労働大臣は、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実施その他の疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針を定めるものとする。

第二十一条の五 都道府県は、厚生労働大臣が定める慢性疾患にかつてることにより長期にわたり療養を必要とする児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（政令で定めるものに限る。）であつて、当該疾患の状態が当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める程度であるものの健全な育成を図るため、当該疾病的治療方法に関する研究その他必要な

な研究に資する医療の給付その他の政令で定める事業を行うことができる。

第二十一条の五の三 市町村は、通所給付決定保護者が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）又は指定発達支援医療機関（以下「指定障害児通所支援事業者等」と総称する。）から障害児通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援（同条第七項に規定する支給量の範囲内のものに限るものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）について、障害児通所給付費を支給する。

② (略)

第二十一条の五の十五 (略)
② 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

一～五の二 (略)

六 申請者が、第二十一条の五の二十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合は、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十

第二十一条の五の三 市町村は、通所給付決定保護者が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者（以下「指定障害児通所支援事業者」といふ。）又は指定医療機関（以下「指定通所支援」といふ。）を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援（同条第七項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「通所特定費用」といふ。）を除く。）について、障害児通所給付費を支給する。

② (略)

第二十一条の五の十五 (略)

② 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

一～五の二 (略)

六 申請者が、第二十一条の五の二十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合は、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定

日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この条及び第二十一条の五の二十三第一項第十一号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合は、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七〇十四（略）

③（略）

第二十一条の五の十七 指定障害児通所支援事業者及び指定発達支援医療機関の設置者（以下「指定障害児事業者等」という。）は、障害児及び自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うように努めなければならぬ。

による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この条及び第二十一条の五の二十三第一項第十一号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合は、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七〇十四（略）

③（略）

第二十一条の五の十七 指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者（以下「指定障害児事業者等」という。）は、障害児及び自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。

②・③ (略)

第二十一条の五の十八 指定障害児事業者等は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定発達支援医療機関ごとに、当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。

②～④ (略)

第二十一条の五の二十一 (略)

② 前項の規定は、指定発達支援医療機関の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

③ 第十九条の十六第二項の規定は第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による権限について準用する。

(削る)

第二十一条の五の二十二 都道府県知事は、指定障害児事業者等が、次の各号（指定発達支援医療機関の設置者にあつては、第三号を除く。

以下この項及び第五項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるとときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定発達支援医療機関の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十一条の五の十

②・③ (略)

第二十一条の五の十八 指定障害児事業者等は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定医療機関ごとに、当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。

②～④ (略)

第二十一条の五の二十一 (略)

② 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

④ 前三項の規定は指定医療機関の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十一条の五の二十二 都道府県知事は、指定障害児事業者等が、次の各号（指定医療機関の設置者にあつては、第三号を除く。以下この

項及び第五項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるとときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定医療機関の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十一条の五の十八第一項

八第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二・三 (略)

(略)
② (略)
④

⑤ 市町村は、障害児通所給付費の支給に係る指定通所支援を行つた指定障害児事業者等について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定発達支援医療機関の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第二十一条の五の二十五 (略)

② 指定障害児事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 (略)

二 当該指定に係る障害児通所支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児通所支援事業者及び指定発達支援医療機関の設置者 厚生労働大臣
③ (略)
④ (略)
⑤

第二十一条の五の二十六 (略)

(略)
② (略)
④

⑤ 第十九条の十六第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二・三 (略)

(略)
② (略)
④

⑤ 市町村は、障害児通所給付費の支給に係る指定通所支援を行つた指定障害児事業者等について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定医療機関の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第二十一条の五の二十五 (略)

② 指定障害児事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 (略)

二 当該指定に係る障害児通所支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者 厚生労働大臣
③ (略)
④ (略)
⑤

第二十一条の五の二十六 (略)

(略)
② (略)
④

⑤ 第二十一条の五の二十一第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

第二十一条の五の二十八（略）

② 肢体不自由児通所医療費の額は、一月につき、肢体不自由児通所医療（食事療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とする。

③・④（略）

第二十一条の五の二十九 第十九条の十二及び第十九条の二十の規定は指定障害児通所支援事業者等に対する肢体不自由児通所医療費の支給について、第二十一条の規定は指定障害児通所支援事業者等について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十一条の五の二十九 第二十一条の規定は指定障害児通所支援事業者等について、第二十一条の二及び第二十一条の三の規定は指定障害児通所支援事業者等に対する肢体不自由児通所医療費の支給について準用する。この場合において、第二十一条中「前条第二項の医療」とあるのは「第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療」と、第二十一条の二中「診療方針及び診療報酬」とあるのは「診療方針」と、第二十一条の三（第二項を除く。）中「診療報酬の一」とあるのは「肢体不自由児通所医療費の一」と読み替えるものとする。

第二十四条の二 都道府県は、次条第六項に規定する入所給付決定保護者（以下この条において「入所給付決定保護者」という。）が、次条第四項の規定により定められた期間内において、都道府県知事が指定する障害児入所施設（以下「指定障害児入所施設」という。）又は指定発達支援医療機関（以下「指定障害児入所施設等」と総称する。）に入所又

第二十四条の二 都道府県は、次条第六項に規定する入所給付決定保護者（以下この条において「入所給付決定保護者」という。）が、次条第四項の規定により定められた期間内において、都道府県知事が指定する障害児入所施設（以下「指定障害児入所施設」という。）又は指定医療機関（以下「指定障害児入所施設等」と総称する。）に入所又

）について、障害児入所給付費を支給する。

（以下「入所等」という。）の申込みを行い、当該指定障害児入所施設等から障害児入所支援（以下「指定入所支援」という。）を受けたときは、当該入所給付決定保護者に対し、当該指定入所支援に要した費用（食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び治療に要する費用（以下「入所特定費用」という。）を除く。

第二十四条の十五 (略)

- ② 第十九条の十六第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

②(略)

第二十四条の十六 都道府県知事は、指定障害児入所施設等の設置者が、次の各号（指定発達支援医療機関の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるとときは、当該指定障害児入所施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

第二十四条の二十一 第十九条の十二及び第十九条の二十の規定は指定障害児入所施設等に対する障害児入所医療費の支給について、第二十四条の二十一の規定は指定障害児入所施設等について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の十五

- (2) 第二十二条の五の二十一第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

②
④
(略)

第二十四条の十六 都道府県知事は、指定障害児入所施設等の設置者が、次の各号（指定医療機関の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児入所施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

第二十四条の二十一 第二十二条の規定は指定障害児入所施設等について、第二十一条の二及び第二十二条の三の規定は指定障害児入所施設等に対する障害児入所医療費の支給について準用する。この場合において、第二十一条中「前条第二項の医療」とあるのは「第二十四条の

二十第一項に規定する障害児入所医療」と、第二十一条の二中「診療方針及び診療報酬」とあるのは「診療方針」と、第二十一条の三（第二項を除く。）中「診療報酬の」とあるのは「障害児入所医療費の」と読み替えるものとする。

第二十四条の三十四 （略）

② 第十九条の十六第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二十四条の三十九 （略）

② ④（略）

⑤ 第十九条の十六第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

第二十七条 （略）

② 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第三号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、これらの児童を入れさせて障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。

③ ⑥（略）

第三十一条 （略）

②（略）

第二十四条の三十九 （略）

② 第二十二条の五の二十一第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

第二十四条の三十九 （略）

② ④（略）

⑤ 第二十二条の五の二十一第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

第二十七条 （略）

② 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第三号の措置に代えて、指定医療機関に対し、これらの児童を入れさせて障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。

③ ⑥（略）

第三十一条 （略）

②（略）

(③) 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）に入所した児童又は第二十七条第二項の規定による委託により指定発達支援医療機関に入院した肢体不自由のある児童若しくは重症心身障害児については満二十歳に達するまで、引き続きその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、若しくは同項の規定による委託を継続し、又はこれららの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

④・⑤ (略)

第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託とを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

一〇四 (略)

第三十三条の十四 (略)

(②) 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援

(③) 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）に入所した児童又は第二十七条第二項の規定による委託により指定医療機関に入院した肢体不自由のある児童若しくは重症心身障害児については満二十歳に達するまで、引き続きその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、若しくは同項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

④・⑤ (略)

第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

一〇四 (略)

第三十三条の十四 (略)

(②) 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援

施設、指定登録支援医療機関、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るために、適切な措置を講ずるものとする。

③ (略)

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一～五 (略)

五の二 小児慢性特定疾病医療費の支給に要する費用

五の三 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に要する費用

六～九 (略)

施設、指定医療機関、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るために、適切な措置を講ずるものとする。

③ (略)

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一～五 (略)

五の二 第二十二条の五の事業の実施に要する費用

(新設)

六～九 (略)

第五十三条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで、第六号の二及び第九号を除く。）及び第五十一条（第四号及び第七号から第十二号までを除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

(削る)

第五十三条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。）及び第五十一条（第四号及び第七号から第十二号までを除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十三条の二 国庫は、第五十条第五号の二の費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

第五十六条 (略)

②～④ (略)

第五十六条 (略)

第五十六条の五に規定する医療の給付を行う場合においては、当該

措置に要する費用を支弁すべき都道府県の知事は、本人又はその扶養義務者に対し、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を同条に規定する医療の給付を行う医療機関（次項において「医療機関」という。）に支払うべき旨を命ずることができる。

（削る）

⑥ 本人又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を医療機関に支払つたときは、当該医療機関の都道府県に対する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。

（削る）

⑦ 第五項に規定する措置が行われた場合において、本人又はその扶養義務者が、これらの規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかつたため、都道府県においてその費用を支弁したときは、都道府県知事は、本人又はその扶養義務者からその支払わなかつた額を徴収することができる。

⑧ 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定、第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収又は第五項の規定による費用の支払の命令に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

⑨ 第一項から第三項までの規定による費用の徴収は、これを本人又は

その扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。

⑩ 第一項から第三項まで又は第七項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第二項又は第三項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五十七条の二　（略）

②（略）

③ 都道府県は、偽りその他不正の手段により小児慢性特定疾病医療費又は障害児入所給付費等の支給を受けた者があるときは、その者から、その小児慢性特定疾病医療費又は障害児入所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

④ 都道府県は、指定小児慢性特定疾病医療機関が、偽りその他不正の行為により小児慢性特定疾病医療費の支給を受けたときは、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

⑤ 都道府県は、指定障害児入所施設等が、偽りその他不正の行為により障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の支給を受けたときは、当該指定障害児入所施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

⑥ 前各項の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

第五十七条の三　（略）

② 都道府県は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関して必要があると認めるときは、小児慢性特定疾病児童等の保護者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの人であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第五十七条の二　（略）

②（略）

③ 都道府県は、偽りその他不正の手段により障害児入所給付費等の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児入所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

（新設）

④ 都道府県は、指定障害児入所施設等が、偽りその他不正の行為により障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の支給を受けたときは、当該指定障害児入所施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

⑤ 前各項の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

第五十七条の三　（略）

（新設）

③ 都道府県は、障害児入所給付費等の支給に関する必要があると認めるとときは、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

④ 第十九条の十六第二項の規定は前三項の規定による質問について、同条第三項の規定は前三項の規定による権限について準用する。

第五十七条の三の二 （略）

② 第十九条の十六第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第五十七条の三の三 （略）

② 厚生労働大臣は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する緊急の必要があると認めるときは、当該都道府県の知事との密接な連携の下に、当該小児慢性特定疾病医療費の支給に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者又は小児慢性特定疾病児童等の保護者であつた者に対し、当該小児慢性特定疾病医療費の支給に係る小児慢性特定疾病医療支援の内容に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

③ 厚生労働大臣は、障害児入所給付費等の支給に関する必要があると認めるときは、当該障害児入所給付費等の支給に係る障害児の保護者又は障害児の保護者であつた者に対し、当該障害児入所給付費等の支給に係る障害児入所支援の内容に關し、報告若しくは文書その他の物

② 都道府県は、障害児入所給付費等の支給に関する必要があると認めるとときは、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

③ 第二十二条の五の二十一第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

第五十七条の三の二 （略）

② 第二十二条の五の二十一第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第五十七条の三の三 （略）

（新設）

② 厚生労働大臣は、障害児入所給付費等の支給に関する必要があると認めるときは、当該障害児入所給付費等の支給に係る障害児の保護者又は障害児の保護者であつた者に対し、当該障害児入所給付費等の支給に係る障害児入所支援の内容に關し、報告若しくは文書その他の物

件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができ
る。

④ 厚生労働大臣又は都道府県知事は、障害児通所給付費等の支給に
して必要があると認めるときは、障害児通所支援若しくは障害児相談
支援を行つた者若しくはこれを使用した者に対し、その行つた障害児
通所支援若しくは障害児相談支援に関し、報告若しくは当該障害児通
所支援若しくは障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件
の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対し質問させる
ことができる。

⑤ 厚生労働大臣は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関して緊急の必
要があると認めるときは、当該都道府県の知事との密接な連携の下に
、小児慢性特定疾病医療支援を行つた者又はこれを使用した者に対し
、その行つた小児慢性特定疾病医療支援に関し、報告若しくは当該小
児慢性特定疾病医療支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出
若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対し質問させ
ることができる。

⑥ 厚生労働大臣は、障害児入所給付費等の支給に関して必要があると
認めるときは、障害児入所支援を行つた者若しくはこれを使用した者
に対し、その行つた障害児入所支援に関し、報告若しくは当該障害児
入所支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を
命じ、又は当該職員に關係者に対し質問させ
ことができる。

⑦ 第十九条の十六第二項の規定は前各項の規定による質問について、
同条第三項の規定は前各項の規定による権限について準用する。

件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させ
ることができる。

③ 厚生労働大臣又は都道府県知事は、障害児通所給付費等の支給に
して必要があると認めるときは、障害児通所支援若しくは障害児相談
支援を行つた者若しくはこれを使用した者に対し、その行つた障害児
通所支援若しくは障害児相談支援に関し、報告若しくは当該障害児通
所支援若しくは障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件
の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対し質問させる
ことができる。

(新設)

④ 厚生労働大臣は、障害児入所給付費等の支給に関して必要があると
認めるときは、障害児入所支援を行つた者若しくはこれを使用した者
に対し、その行つた障害児入所支援に関し、報告若しくは当該障害児
入所支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を
命じ、又は当該職員に關係者に対し質問させ
ことができる。

⑤ 第二十二条の五の二十一第二項の規定は前各項の規定による質問に
ついて、同条第三項の規定は前各項の規定による権限について準用す
る。

(2)

都道府県は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関して必要があると認めるとときは、小児慢性特定疾病児童等の保護者又は小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小児慢性特定疾病児童等の保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

(3)

都道府県は、障害児入所給付費等の支給に関して必要があると認めるとときは、障害児の保護者又は障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害児の保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

第五十七条の五 (略)

(2) 小児慢性特定疾病医療費、障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(3) (略)

第五十九条の五 第十九条の十六第一項、第二十二条の三第一項、第三十四条の五第一項、第三十四条の六、第四十六条及び第五十九条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、児童の利益を保護する緊急の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合については、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。

(2)・(3) (略)

(新設)

(2)

都道府県は、障害児入所給付費等の支給に関して必要があると認めるとときは、障害児の保護者又は障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害児の保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

第五十七条の五 (略)

(2) 障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(3) (略)

第五十九条の五 第二十二条の四第一項、第三十四条の五第一項、第三十四条の六、第四十六条及び第五十九条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、児童の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。

(2)・(3) (略)

第六十条の二 小児慢性特定疾病審査会の委員又はその委員であつた者

(新設)

が、正当な理由がないのに、職務上知り得た小児慢性特定疾病医療支援を行つた者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

② 第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条第一項に規定する不服審査会の委員又は委員であつた者が、正当な理由がないのに、職務上知り得た障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給に係る障害児通所支援を行つた者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

③ (略)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 正当の理由がないのに、第十九条の十六第一項、第二十一条の五の二十一第一項（同条第二項）において準用する場合を含む。）、第二十一条の五の二十一第一項（同条第二項）において準用する場合を含む。）、第二十四条の十五第一項、第二十四条の三十一第一項又は第二十四条の三十九第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示の物件の提出若しくは提示をし、これらの規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による立入り若しくは検査を拒み入り若しくは検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

五 (略)

第六十条の二 第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条第一項に規定する不服審査会の委員又は委員であつた者が、正当な理由なしに、職務上知り得た障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給に係る障害児通所支援を行つた者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

② (略)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 正当の理由がないのに、第二十一条の五の二十一第一項（同条第四項）において準用する場合を含む。）、第二十一条の五の二十六第一項（第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の十五第一項、第二十四条の三十一第一項又は第二十四条の三十九第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、これらの規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による立入り若しくは検査を拒み妨げ若しくは忌避した者

五 (略)

六 正当の理由がないのに、第五十七条の三の三第一項から第三項までの規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

七 (略)

第六十二条の五 第五十七条の三の三第四項から第六項までの規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

第六十二条の六 都道府県は、条例で、次の各号のいずれかに該当する者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

一 第十九条の六第二項の規定による医療受給者証又は第二十四条の四第二項の規定による入所受給者証の返還を求められてこれに応じない者

二 正当の理由がないのに、第五十七条の三第二項又は第三項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 正当の理由がないのに、第五十七条の三の三第一項又は第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

七 (略)

第六十二条の五 第五十七条の三の三第三項又は第四項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

第六十二条の六 都道府県は、条例で、次の各号のいずれかに該当する者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

一 第二十四条の四第二項の規定による入所受給者証の返還を求められてこれに応じない者

二 正当の理由がないのに、第五十七条の三第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（傍線部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）

第十条 （略）

一〇十三 （略）

十四 児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所を除く。）並びに里親に要する経費

十五〇三十二 （略）

（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）

第十条 （略）

一〇十三 （略）

十四 児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨・関節・結核その他の結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所を除く。）並びに里親に要する経費

十五〇三十二 （略）

（傍線部分は改正部分）

改
正
案

第十五条（略）

2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第十九条の二十第三項（同法第二十一条の二及び第二十四条の二十一並びに母子保健法（昭和四十年法律第一百四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第一百六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）第八十四条第三項、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十四条第一項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第一百二十三号）第七十三条第三項又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第一号）第二十五条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（第二十条第三項において

現
行

第十五条（略）

2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第二十一条の三第三項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法（昭和四十年法律第一百四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第一百六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）第八十四条第三項、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十四条第一項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第一百二十三号）第七十三条第三項又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第一号）第二十五条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（第二十条第三項において

二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第十九条の二十第四項（同法第二十一条の二及び第二十四条の二十一並びに母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項、石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十三条第四項又は難病の患者に対する医療等に関する法律第二十五条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の七又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3(5) (略)

準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十四条の二十一及び母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項、石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の七又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3(5) (略)

（傍線部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（養育医療）

第二十条（略）

2～5（略）

6 第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第十九条の十二の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。第二十一条の四第一項において同じ。）が負担することができないと認められる額とする。

（養育医療）

第二十条（略）

2～5（略）

6 第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第二十一条の二の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。第二十一条の四第一項において同じ。）が負担することができないと認められる額とする。

7 児童福祉法第十九条の十二、第十九条の二十及び第二十一条の三の規定は養育医療の給付について、同法第二十条第七項及び第八項並びに第二十一条の規定は指定養育医療機関について、それぞれ準用する。この場合において、同法第十九条の十二中「診療方針」とあるのは「診療方針及び診療報酬」と、同法第十九条の二十（第二項を除く。）中「小児慢性特定疾病医療費の」とあるのは「診療報酬の」と、同

7 児童福祉法第二十条第七項及び第八項並びに第二十一条の規定は、指定養育医療機関について、同法第二十一条の二から第二十一条の四までの規定は、養育医療の給付について準用する。この場合において、同法第二十一条の三第四項及び第二十一条の四第二項中「都道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

第一条中「第十九条の三第十項」とあるのは「母子保健法第二十条第七項において読み替えて準用する第十九条の十二」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、同法第二十一条の三第二項中「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

（緊急時における厚生労働大臣の事務執行）

（緊急時における厚生労働大臣の事務執行）

第二十七条 第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の三第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、未熟児の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、第二十条第七項において準用する同法の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2
(略)

第二十七条 第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の四第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、未熟児の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、第二十条第七項において準用する同法の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2
(略)

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
--	--	-------------	--------

		第三条 (定義)	
3	2	第三条 (略)	
		3	第二条 (定義)
		2	第二条 (略)
	1	1	第一項 (略)
二	二	二	二
児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費 の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により 入所措置が採られて同法第四十二条に規定する障害児入所施設（以 下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第二十七 条第二項の規定により同法第六条の二の二第三項に規定する指定発 達支援医療機関（次条第一項第四号において「指定発達支援医療機 関」という。）に入院し、又は同法第二十七条第一項第三号若しく は第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第三 十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施設 、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは 同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」と いう。）に入所している児童（当該情緒障害児短期治療施設又は児 童自立支援施設に通う者及び厚生労働省令で定める短期間の入所 している者を除く。）	児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費 の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により 入所措置が採られて同法第四十二条に規定する障害児入所施設（以 下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第二十七 条第二項の規定により同法第六条の二第三項に規定する指定医療機 関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同号若しくは 同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第 三十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施 設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設若しく は同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」と いう。）に入所している児童（当該情緒障害児短期治療施設又は児 童自立支援施設に通う者及び厚生労働省令で定める短期間の入所 をしている者を除く。）	児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費 の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により 入所措置が採られて同法第四十二条に規定する障害児入所施設（以 下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第二十七 条第二項の規定により同法第六条の二第三項に規定する指定医療機 関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同号若しくは 同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第 三十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施 設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設若しく は同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」と いう。）に入所している児童（当該情緒障害児短期治療施設又は児 童自立支援施設に通う者及び厚生労働省令で定める短期間の入所 をしている者を除く。）	
三	四	三	三
		（略）	（略）

(支給要件)

第四条 (略)

一(三) (略)

四 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設
入所等児童（以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。）が
委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又
は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障
害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設
、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設（以下「
障害児入所施設等」という。）の設置者

2(4) (略)

(支給要件)

第四条 (略)

一(三) (略)

四 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設
入所等児童（以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。）が
委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又
は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障
害児入所施設、指定医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみ
の園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設（以下「
障害児入所施設等」という。）の設置者

2(4) (略)

○ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第八条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第九条第一項（第三号ロに係る部分を除く。）の規定が適用される施設型給付費、特例施設型給付費又は特例地域型保育給付費に係る保護者に対する新児童福祉法第五十六条第八項及び第九項並びに第三十六条の規定による改正後の児童手当法第二十一条及び第二十二条の規定の適用については、当分の間、新児童福祉法第五十六条第八項第一号中「同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項」とあるのは「同法附則第九条第一項第一号の規定による施設型給付費の額及び同号イに規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の合計額から同号イに規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の合計額から同法第二十七条第五項」と、「同号に掲げる額」とあるのは「当該合計額」、「第二十八条第二項第一号の規定による特例施設型給付費の額及び同号」とあるのは「附則第九条第一項第二号イの規定による特例施設型給付費の額及び同号イ」と、同項第二号中「同条第二項第二号」とあるのは「同号」とあるのは「同法附則第九条第一項第二号ロ」と、「同号」とあるのは「同号ロ(1)」と、「同条第四項」とあるのは「同法第二十八条第四項」と、同条第九項第二号中「第三十条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、「同号」とあるのは「同号イ(1)」と、「同条第四項」とあるのは「同法第三十条第四項」とするほか、必</p>	<p>第八条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第九条第一項（第三号ロに係る部分を除く。）の規定が適用される施設型給付費、特例施設型給付費又は特例地域型保育給付費に係る保護者に対する新児童福祉法第五十六条第十一項及び第十二項並びに第三十六条の規定による改正後の児童手当法第二十一条及び第二十二条の規定の適用については、当分の間、新児童福祉法第五十六条第十一項第一号中「同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項」とあるのは「同法附則第九条第一項第一号の規定による施設型給付費の額及び同号イに規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の合計額から同法第二十七条第五項」と、「同号に掲げる額」とあるのは「当該合計額」と、「第二十八条第二項第一号の規定による特例施設型給付費の額及び同号」とあるのは「附則第九条第一項第二号イの規定による特例施設型給付費の額及び同号イ」と、同項第二号中「同条第二項第二号」とあるのは「同号」とあるのは「同法附則第九条第一項第二号ロ」と、「同号」とあるのは「同号ロ(1)」と、「同条第四項」とあるのは「同法第二十八条第四項」と、同条第九項第二号中「第三十条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、「同号」とあるのは「同号イ(1)」と、「同条第四項」とあるのは「同法第三十条第四項」とする</p>

要な技術的読替えは、政令で定める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第三十五条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項の次に次のように加える。

一の二 市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による同法第十一条の子ども・子育て支援事業のための教育・保育給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------	--

別表第二の五の二の項中「実施」の下に「若しくは同条第五項若しくは第六項の措置」を、「費用の徴収」の下に「若しくは同条第八項若しくは第九項の処分」を加え、同表の五の四の項中「若しくは第三項」を削る。

別表第三の七の二の項中「若しくは第三項」を削る。

別表第四中一の四の項を一の五の項とし、一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項の次に次のように加える。

(住民基本台帳法の一部改正)

第三十五条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項の次に次のように加える。

一の二 市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による同法第十一条の子ども・子育て支援事業のための教育・保育給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------	--

別表第二の五の二の項中「又は」を「若しくは同条第五項若しくは第六項の措置」に改め、「費用の徴収」の下に「又は同条第十一項若しくは第十二項の処分」を加え、同表の五の四の項中「第三項」を削る。

別表第三の七の二の項中「第三項」を削る。

別表第四中一の四の項を一の五の項とし、一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項の次に次のように加える。

一の二 市町村長	子ども・子育て支援法による同法第十一条の子どものための教育・保育給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------	---

一の二 市町村長	子ども・子育て支援法による同法第十一条の子どものための教育・保育給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------	---

別表第四の四の二の項中「実施」の下に「若しくは同条第五項若しくは第六項の措置」を、「費用の徴収」の下に「若しくは同条第八項若しくは第九項の処分」を加え、同表の四の四の項中「若しくは第三項」を削る。

別表第五第八号の二中「若しくは第三項」を削る。

(児童手当法の一部改正)

第三十六条 児童手当法の一部を次のように改正する。

第二十二条の三第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、「(同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。次条において「保育料」という。)」を削り、同条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十三条第四項に規定する保育料」を「児童福祉法第五十六条第八項各号又は第九項各号に定める費用」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十二条の四第一項中「により保育料」を「により費用」に改め、「徴収する場合」の下に「又は同条第八項若しくは第九項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を徴収する場合」を加え、「保育料を支払うべき扶養義務者」を「同法第五十六条第三項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者又は同条第八項若しくは第九項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を支払うべき保護者」に改め、「当該扶養義務者」の下に「又は保護者」を、「に保育料」の下に「(同条第八項若しくは第九項の規定により徴収する費用又は同条第八項若しくは第九項の規定により処分することができる費用をいう。次項において同じ。)」を加え、同条第二項中「厚生労働省令」を「内

別表第四の四の二の項中「又は」を「若しくは同条第五項若しくは第六項の措置」に改め、「費用の徴収」の下に「又は同条第十一項若しくは第十二項の処分」を加え、同表の四の四の項中「第三項」を削る。

別表第五第八号の二中「第三項」を削る。

(児童手当法の一部改正)

第三十六条 児童手当法の一部を次のように改正する。

第二十二条の三第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、「(同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。次条において「保育料」という。)」を削り、同条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十三条第四項に規定する保育料」を「児童福祉法第五十六条第十一項各号又は第十二項各号に定める費用」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十二条の四第一項中「により保育料」を「により費用」に改め、「徴収する場合」の下に「又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を徴収する場合」を加え、「保育料を支払うべき扶養義務者」を「同法第五十六条第三項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を支払うべき保護者」に改め、「当該扶養義務者」の下に「又は保護者」を、「に保育料」の下に「(同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を支払うべき保護者」に改め、「当該扶養義務者」の下に「又は保護者」を、「に保育料」の下に「(同条第十一項若しくは第十二項の規定により徴収する費用又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用をいう。次項において同じ。)」を加え、同条第二項中「厚生労働

閣府令」に改め、同条を第二十二条とする。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第六十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

九十四 市町村長	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百十六 市 町村長	別表第一の八の項中「実施」の下に「若しくは措置」を加え、同表中九十六の項を九十七の項とし、九十四の項を九十五の項とし、九十三の項の次に次のように加える。
都道府県 知事	別表第二の十三の項中「実施」の下に「又は措置」を加え、同表中九十八の項を百十九の項とし、百十六の項を百十七の項とし、百十五の項の次に次のように加える。
都道府県 知事	別表第一の八の項中「実施」の下に「若しくは措置」を加え、同表中九十六の項を九十七の項とし、九十四の項を九十五の項とし、九十三の項の次に次のように加える。

省令」を「内閣府令」に改め、同条を第二十二条とする。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第六十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

九十四 市町村長	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百十六 市 町村長	別表第二の十二の項中「実施」の下に「又は措置」を加え、同表中百十八の項を百十九の項とし、百十六の項を百十七の項とし、百十五の項の次に次のように加える。
都道府県 知事	別表第一の八の項中「実施」の下に「若しくは措置」を加え、同表中九十六の項を九十七の項とし、九十四の項を九十五の項とし、九十三の項の次に次のように加える。
都道府県 知事	別表第二の十二の項中「実施」の下に「又は措置」を加え、同表中百十八の項を百十九の項とし、百十六の項を百十七の項とし、百十五の項の次に次のように加える。

つて主務省令で
定めるもの

							市町村長
の 機構	大臣又は日本年金	厚生労働大臣又は都道府県	厚生労働大臣又は都道府県	知事等	都道府県	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

つて主務省令で
定めるもの

							市町村長
の 機構	大臣又は日本年金	厚生労働大臣又は都道府県	厚生労働大臣又は都道府県	知事等	都道府県	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの



○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案
現
行

別表第一（第九条関係）

一〇六（略）
(略)

七 都道府県知事

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

八〇九十六（略）
(略)

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

別表第一（第九条関係）

一〇六（略）
(略)

七 都道府県知事

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による里親の認定、養育里親の登録、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、医療の給付等の事業若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支払命令に関する事務であつて主務省令で定めるもの

八〇九十六（略）
(略)

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者 一〇七 (略)	事務	情報提供者 (略)	特定個人情報 (略)
---------------------	----	--------------	---------------

情報照会者 一〇七 (略)	事務	情報提供者 (略)	特定個人情報 (略)
---------------------	----	--------------	---------------

八 都道府県 知事								
九 都道府県 知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による他の法令七に規定する事項の支給による給付を行うこととさることとしている者	児童福祉法第十九条第七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であるもの	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めたもの	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であるもの	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めたもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定められたもの							
都道府県知事等 事等 れでいる者	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下）							

八 都道府県 知事								
(新設)	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めたもの							
(新設)	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定められたもの						
(新設)	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定められたもの						

市町村長	十								
児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの		児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であるもの	で定めるもの	「生活保護関係情報（以下「中国残り」という。）又は中	留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残り」という。）又は中	国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残り」という。）又は中

市町村長	九									
児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの		児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報（以下「中国残り」という。）又は中	「生活保護関係情報（以下「中国残り」という。）又は中	「生活保護関係情報（以下「中国残り」という。）又は中	「生活保護関係情報（以下「中国残り」という。）又は中	「生活保護関係情報（以下「中国残り」という。）又は中	「生活保護関係情報（以下「中国残り」という。）又は中	「生活保護関係情報（以下「中国残り」という。）又は中

(略)	(削る)	(削る)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(削る)	(削る)	(略)	(略)	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(削る)	(削る)	(略)	(略)	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(削る)	(削る)	(略)	(略)	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	定めるもの	児童福祉法による費用の支拂命令に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による費用の支拂命令に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による費用の支拂命令に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による費用の支拂命令に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による費用の支拂命令に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	市町村長	(略)	(略)	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	るもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めたもの	(略)	(略)	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	(略)	(略)	(略)	(略)

二十六 都道府県知事等			
生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徵収に関する事務であつて主務省令で定めるもの			
市町村長	五十六の二	六 (略)	二十七～五十
災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの	災害救助法による救助若しくは児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾患医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に	(略)	(略)
事 都道府県知	都道府県知	(略)	(略)
災害救助法による救助若しくは児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾患医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給、母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け又は難病の患者に対する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)

二十六 都道府県知事等			
生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徵収に関する事務であつて主務省令で定めるもの			
市町村長	五十六の二	六 (略)	二十七～五十
災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの	災害救助法による救助若しくは児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾患医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に	(略)	(略)
事 都道府県知	都道府県知	(略)	(略)
災害救助法による救助若しくは児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾患医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給、母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)

府県知事等 八十七 都道	六 (略)	五十七～八十			
中国残留邦人 等支援給付等 の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)			
事 都道府県知	(略)	(略)	(略)	(略)	号又は第二項の措置をいう。) に関する情報、障害者関係情報又は精神障害者福祉に関する法律による入院措置若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

府県知事等 八十七 都道	六 (略)	五十七～八十			
中国残留邦人 等支援給付等 の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)			
事 都道府県知	(略)	(略)	(略)	(略)	に関する情報、障害者関係情報又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

八 （略）	八十八～百十	
（略）		
（略）	（略）	
（略）	（略）	は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

八 （略）	八十八～百十	
（略）		
（略）	（略）	
（略）	（略）	等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
五の二・五の三 (略)	（住民基本台帳法の一部改正） 第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。 (略)	（住民基本台帳法の一部改正） 第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。
五の二・五の三 (略)	（住民基本台帳法の一部改正） 第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。 (略)	（住民基本台帳法の一部改正） 第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。
五の二・五の三 (略)	（住民基本台帳法の一部改正） 第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。 (略)	（住民基本台帳法の一部改正） 第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第二の五の項中「（平成六年法律第二百七十九号）」を削り、「による」の下に「同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は」を加え、「又は同法」を「若しくは同法」に改め、同項の次に次のように加える。

別表第二の五の項中「（平成六年法律第二百七十九号）」を削り、「による」の下に「同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は」を加え、「又は同法」を「若しくは同法」に改め、同項の次に次のように加える。

七の三～七の二一 (略)

十 (略)

(略)

別表第四の四の項中「による」の下に「同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は」を加え、「又は同法」を「若しくは同法」に改め、同項の次に次のように加える。

四の二・四の三 (略)	四の四 指定都 市若しくは中 核市又は児童 相談所設置市 の長
児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項若しくは第三項の費用の徴収に関する事務のうち、同法第五十九条の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて	

七の三～七の二一 (略)

十 (略)

(略)

別表第四の四の項中「による」の下に「同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は」を加え、「又は同法」を「若しくは同法」に改め、同項の次に次のように加える。

四の二・四の三 (略)	四の四 指定都 市若しくは中 核市又は児童 相談所設置市 の長
児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項若しくは第三項の費用の徴収に関する事務のうち、同法第五十九条の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて	

四の五～四の三 十四 (略)	総務省令で定めるもの
-------------------	------------

(略)
別表第五第八号の次に次の二号を加える。

八の二 児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録、同法第十九条の二第一項の児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項、第三項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の三 (略)
(略)

四の五～四の三 十四 (略)	る事務であつて総務省令で定めるもの
-------------------	-------------------

(略)
別表第五第八号の次に次の二号を加える。

八の二 児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項、第三項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の三 (略)
(略)